

令和 5年 6月 8日

姫路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における外国・外資系企業の立地を促進することにより、本市産業構造の多様化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図り、もって市勢の伸展と市民生活の安定に資するため、新たにオフィスビル等の建物へ入居する者に対して姫路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 事務所又は営業所として使用されるスペースを指し、このスペースを活用して研究所、倉庫、簡易な作業場等（住居、工場、店舗、個人及び一般消費者等に対し販売やサービスを行う来店型オフィス及び各種教室等、他人に貸付けや使用させる貸事務所及び貸倉庫等並びにコワーキングスペース等を除く。）として利用する場合も含むものをいう。
- (2) オフィスビル等の建物 主にオフィスとして利用することを目的として賃貸借の用に供された施設をいう。
- (3) 外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人をいう。
- (4) 外資系企業 我が国の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。
- (5) 外国の経済団体 外国で設立された商工会議所に相当する団体その他の外国・外資系企業の立地促進に寄与する各種の団体をいう。
- (6) 立地促進事業 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号。以下「県条例」という。）第2条第1号に定める事業をいう。

(7) 賃借料 オフィスビル等の建物内のオフィスを賃借する者が、貸主との間で賃貸借契約を締結し、貸主に対して定期的に支払う賃借料（消費税及び地方消費税の相当額を控除した額であって、共益費及び光熱水費、敷金、権利金等を除く。）をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、兵庫県知事による立地促進事業の確認を受けた外国企業、外国系企業又は外国の経済団体が新たに本市の区域内のオフィスビル等の建物へ入居するために賃貸借により賃料を支払う事業とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、補助対象事業を行う者であって、次の各号に掲げる基準の全てに適合していなければならない。

(1) 当該オフィスビル等の建物の所有者及び管理者との関係において、次に掲げる親会社・子会社の関係ではないこと。

ア 親会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条において定義された会社等

イ 子会社 会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条において定義された会社等

(2) 当該オフィスビル等の建物において行う事業が次のいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの

イ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るもの

ウ その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認めるもの

(3) 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人ではないこと。

(4) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(5) 市税の滞納がないこと

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、本市の区域内のオフィスビル等の建物への入居に伴い、補助対象事業者が支払うオフィスビル等の建物の賃借料とする。

(補助金の額等)

第6条 市長は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内において、次の各号に定める方法により算定した金額を補助することができる。

- (1) 補助金の額は、補助対象事業者が支払った賃借料の4分の1以内で、上限額は、一の補助対象事業者につき、平米当たり月額750円、第3条に規定する要件を満たした日以後賃料の支払義務が発生する日（以下「補助事業開始日」という。）が属する年度及び翌年度以降について各年度100万円とする。
- (2) 補助対象期間は、補助事業開始日から36か月とする。ただし、36か月に満たずに事業を廃止又は中止若しくは退去した場合は、事業を廃止又は中止若しくは退去した日の属する年度を含めた以降全ての期間において補助対象期間としない。
- (3) 補助事業開始日が月の途中の場合は翌月の賃料からとし、年度の途中で補助対象期間が開始又は満了する場合の年度当たりの上限額は、年度当たりの上限額を12で除し、補助の対象となる月数を乗じて得た額とする。
- (4) 補助対象事業者が、補助対象期間内に他の建物に移転（同一建物内での移転も含む。）した場合、移転後においても補助要件に該当する場合に限り、移転前の補助事業開始日から起算して36か月を限度として移転後においても補助するものとする。
- (5) 補助金の交付にあたっては、賃料が日割り等により計算されている月については補助の対象とはせず、1か月の賃料支払額が月額で定められた賃料である場合に補助の対象とする。
- (6) 前号の規定は、月途中でオフィスを移転（同一建物内での移転も含む。次号において同じ。）し、移転した月の賃料が日割り等により計算されている場合にも適用する。

(7) 月途中でオフィスを移転し、移転前のオフィスと移転後のオフィスについて、月額で定められた賃料を重複して支払う場合、移転後のオフィスの賃料のみを補助の対象とする。

(8) 前各号のいずれの場合の算定においても、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

2 補助の実施に当たっては、産業立地促進補助金交付要綱（兵庫県要綱平成27年8月1日施行）に規定する外国・外資系企業向け賃料補助と共同で実施するものとする。

3 本制度にいう会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

4 補助金は、補助対象事業者が賃借料を支払った年度の翌年度において交付する。
(事業認定申請)

第7条 第11条に規定する補助金の交付を申請しようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、オフィスビル等の建物の入居に係る賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して14日を経過する日までに、事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事業認定)

第8条 市長は、前条の規定による事業認定申請があったときは、申請内容を審査の上、認定の可否を決定し、事業認定通知書（様式第2号）により、申請事業者に対し通知するものとする。

(事業の変更、廃止又は中止)

第9条 認定事業者は、前条の事業認定を受けた補助事業に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、遅滞なく事業計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請については、前条の規定を準用する。

3 認定事業者は、前条の事業認定を受けた補助事業に軽微な変更が生じたとき又は補助事業の廃止し、若しくは中止しようとするときは、遅滞なく補助事業軽微変更・廃止（中止）届出書（様式第3号の2）を市長に提出しなければならない。

(事業認定の取消し)

第10条 市長は、第8条の規定による認定を受けた申請事業者（以下「認定事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する認定の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により、補助金の交付を受けようとしたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業認定を取り消したときは、事業認定取消通知書（様式第4号）により、認定事業者に対し速やかに通知するものとする。

(交付申請)

第11条 市長は、認定事業者が規則第4条の規定による補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第5号）に市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月15日制定）に定める誓約書及び市税の滞納がないことを証明する書類、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者事業者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助対象経費に係る消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）がない見込みの交付申請者（以下「適用補助対象者」という。）は、この限りでない。

3 申請事業者は、申請時において、前項ただし書に該当することを市長に申し出て、市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、規則第5条の規定による交付の可否を決定するときは、補助金交付可否決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、規則第5条の規定

による交付の可否を決定するときは、補助金交付可否決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 補助事業者が賃借料を滞納しているとき。
- (2) 事業活動が停止されているとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 交付決定の取消しを受けた事業者については、当該取消し以後本制度による補助を受けることができない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定に基づき交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、第11条の交付額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合において、その金額のうち申請時に減じた額を上回る部分の金額が生じたときは、速やかに市長に報告するとともに、その日から15日以内に、これを返還しなければならない。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延損害金）

第15条 補助事業者は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命じられ、これを期限の日までに納付しなかったときは、期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算

金又は遅延損害金の全部又は一部を請求しないことができる。

(事業承継)

第16条 認定事業者が合併その他事由により事業の承継を行う場合は、当該地位承継者とともに、市長に事業承継申請書(様式第7号)を提出して市長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請について、市長は当該地位承継者が第4条各号に掲げる基準の全てに適合し、当該事業を継続して行うと認められる場合に限り、認定するものとする。ただし、当該地位承継者がこの要綱による補助を既に受けている場合は、承継する補助対象事業と併せてこの要綱の補助要件の範囲内とする。

(調査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業について、補助対象事業者に対して、関係書類の提出を求め調査等を行うことができる。

2 前項の場合においては、補助対象事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

(他の要綱との調整)

第18条 オフィスの設置に関し、市の他の補助制度による補助金等の交付決定を受けた補助事業については、この要綱の補助対象としない。

(実績報告)

第19条 補助対象事業者は、規則第12条の規定による実績報告を行うときは、補助事業実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(本要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和10年3月31日をもってその効力を失う。

2 この要綱の失効前に第8条の規定により事業認定を受けた事業者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。